

<別表1>

生命保険会社の責任準備金に係る固有リスク及び統制リスクの評価手続

固有リスクの評価

項目	タイトル	手続、内容
固有リスクの評価	責任準備金に係る固有リスクの要因	<p>責任準備金は、生命保険会社特有の勘定である。また、その算定は保険数理計算に基づいた見積りにより行われており、その残高は生命保険会社の負債の大部分を占めている。</p> <p>責任準備金の固有リスクの評価に際しては、責任準備金の特性や経営環境を含めて考慮する必要がある。</p> <p>【具体的な考慮要因例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運用利回りが予定したものより低いことにより、責任準備金に重要な影響が生じないか。</li> <li>2. 死亡率・罹病率が当初仮定より乖離することにより、責任準備金に重要な影響が生じないか。</li> <li>3. 保有契約高の増減と責任準備金との相関関係が合理的か。</li> <li>4. 保険業法等の法令や会計基準の変更又は新たな会計基準の設定により、責任準備金に重要な影響が生じないか。</li> <li>5. 法人税法等の改定に伴う損金算入枠の変更等により、責任準備金に重要な影響が生じないか。</li> </ol>

統制リスクの評価

項目	タイトル	手続、内容
内部統制の理解	責任準備金に係る内部統制の理解	<p>責任準備金の監査に際しては、責任準備金に関連する内部統制の五つの要素、すなわち、統制環境、リスク評価の機能、統制活動、情報・伝達の機能、監視活動に関する情報を入手して、内部統制の理解を行わなければならない。</p> <p>責任準備金に係る内部統制の理解に際しては、責任準備金の内部統制に関する固有の要因を考慮する必要がある。</p> <p>【具体的な考慮要因例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 責任準備金の算定等に関して、経営によるコントロールが十分に機能しているか。また、重要な責任準備金の算定に当たって、第三者に大きく依存をしていないか。</li> <li>2. 商品の保険料率設定開発部門、責任準備金の算定部門、保険料の請求収納部門、情報システム部門及び経理部門が適切に分離されており、それぞれの業務に関して独立した牽制機能が働いているか。</li> </ol>

項目	タイトル	手続、内容
		<p>3. 責任準備金に係るリスクの評価に際しては、責任準備金に対応する資産の運用、商品の販売状況等が統合的に管理されているか。</p> <p>4. 内部監査部門が、責任準備金の算定に係る内部統制の有効性について定期的に評価する体制が構築されているか。</p> <p>5. 責任準備金の算定システムにおける計算前提や算定方法の初期設定や変更に関する権限は、文書によるガイドラインが作成されており、適切な権限者に付与されているか。</p> <p>6. 現行のシステムが、責任準備金の計算方法の追加・変更や営業規模の増加と比較して適切なものであるか。また、他の主要な処理手続のシステムとの区分が明確化されているか。</p> <p>7. 責任準備金のデータファイルや契約マスター等への、不正アクセスに対する十分な防御機能を保持しているか。</p> <p>8. 契約マスターや責任準備金計算システム等の責任準備金算定に特有のシステムに関する利用運用状況は適切か。</p> <p>9. 責任準備金に係る偽造又は複製された実行ファイルが使用されることはなく、正当な記録のみが実行されるための手続が存在しているか。</p> <p>10. 新商品の導入によって、責任準備金の算定システムの大幅な変更が求められていないか。また、商品設計や責任準備金の算定に関する複雑性の程度が増加していないか。</p> <p>11. 責任準備金の算定において、システム化されていない処理や特定の個人に大きく依存をしていないか。</p> <p>12. 責任準備金の算定に関連する担当者は、取引の複雑性や規模について熟知しているか。</p> <p>13. 責任準備金の数理計算について適切な能力を有したアクチュアリーが関与しており、適正な人員が確保されているか。また、責任準備金を評価するための方針や手続が適正に設定され実施されているか。</p> <p>14. 保険計理人は、責任準備金算定部門等からの独立性を保持しつつ業務を遂行しているか。</p> <p>15. 責任準備金の算定に関して、監督官庁の検査等において指摘が行われていないか。</p>
統制評価手続	責任準備金残高の計算に係る統制評価手続	<p>責任準備金に係る内部統制の理解を基礎として、保険数理計算による責任準備金残高の計算に係る統制評価の手続を行う。</p> <p><b>【主な留意項目例】</b></p> <p>1. 承認された数理計算の仮定が、正しく責任準備金の計算に使用されていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>2. 責任準備金の計算に使用された方法や仮定に関して、適切な承認手続が行われているか。</p> <p>3. 責任準備金の計算に利用された契約マスターファイルが、正しく責任準備金の計算システムに</p>

項目	タイトル	手続、内容
		<p>入力又はダウンロードされていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>4. バッチ処理が適切に実行されていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>5. 責任準備金の計算において、期間帰属の適正性を確かめる統制が存在するか。</p> <p>6. 未承認の方法や仮定が責任準備金の計算に使用されないような、牽制が機能しているか。</p> <p>7. 責任準備金の計算に使用された方法は、保険業法等の法令に準拠しているか。</p>
	責任準備金に係る会計記録に関する統制評価手続	<p>会社の全般的な会計記録に係る統制リスクの評価を基礎として、責任準備金に係る会計記録に関する統制評価手続を行う。</p> <p>【主な留意項目例】</p> <p>1. 責任準備金に係るすべての必要な仕訳について、計算データに基づいて適正に入力処理が行われていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>2. 総勘定元帳と補助元帳は整合しているか。</p>
	契約マスターファイルに係る統制評価手続	<p>責任準備金計算の基礎となる契約マスターファイルに係る統制評価手続を行う。</p> <p>【主な留意項目例】</p> <p>1. 契約マスターファイルの必要なデータが、すべて責任準備金の計算に反映されていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>2. 契約マスターファイルに対する変更は、すべて正確に処理されていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>3. バッチ処理が適切に実行されていることを確かめる統制が存在するか。</p> <p>4. 責任準備金の計算に使用するデータベースへのアクセスは、適正に制限されているか。</p> <p>5. 責任準備金の計算に使用するデータベースへの変更は、適正に承認されているか。</p>

< 別表 2 >

生命保険会社の責任準備金に係る実証手続

項目	タイトル	手続、内容
財務諸表項目の監査手続	責任準備金明細表及び同表の内訳表の入手、相互関連金額の整合性の確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 責任準備金明細表及び同表の内訳表（保険料積立金明細表、未経過保険料明細表、危険準備金明細表等）を入手する。</li> <li>2. 各表の合計突合、相互関連金額の突合を行い、入手した資料間の整合性を確かめる。</li> </ol>
	責任準備金明細表と総勘定元帳等との突合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 責任準備金明細表と総勘定元帳、補助簿、会計伝票等を突合し、責任準備金計上額と各種会計帳簿との整合性を確かめる。</li> <li>2. 責任準備金の当期洗替処理（差額繰入れ）について、補助簿、総勘定元帳、会計伝票等と突合し、繰入・戻入処理の妥当性を検討する。</li> </ol>
	会計処理基準等変更の有無の確認	<p>会社の採用する責任準備金に関する会計処理基準等について、その変更の有無を確かめ、変更のある場合には、当該変更の内容、影響額及び理由を確かめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険料積立金の積立方法</li> <li>2. 未経過保険料の積立方法</li> <li>3. 危険準備金の積立方法</li> </ol>
	責任準備金の前期比較の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 責任準備金構成項目（保険料積立金、未経過保険料、危険準備金等）の内訳表を作成し、保険契約保有残高等の各種指標との整合性も加味して前期比較を行う。</li> <li>2. 責任準備金明細表等の資料により、保険種別別責任準備金残高期間比較表を入手又は作成し、契約保有残高等の各種指標との整合性も加味して前期比較を行い、主要な増減要因を分析検討する。</li> </ol>
	利源分析表との比較	<p>決算状況表（利源分析総括表・利源分析表等）を入手し、そこに記載されている責任準備金関連項目と、先に入手した責任準備金明細表や増減明細表等との整合性を検討する。</p>
	契約マスターの情報に係る確認手続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要と認められる場合には、契約マスターファイル上の契約内容に関して、契約者に対して直接確認（積極的確認）を行うことで、契約内容に関する正確性・実在性の検証を行う。</li> <li>2. 確認状の発送に際しては、証券番号・契約種類（特約を含む）・保険金額・保険料（支払方法を含む）・保険期間等に関して確認を行う。</li> </ol>
	契約マスターファイルと責任準備金の計算ファイルの比較検証	<p>契約件数及び保険金額について、契約マスターファイルの有効契約と責任準備金の計算ファイルの比較を行う。なお、比較の区分としては以下の区分等が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品別</li> <li>2. 責任準備金の計算区分（新規・既存契約）</li> </ol>

項目	タイトル	手続、内容
		差異が生じている場合は、会社が行っている差異の原因分析及び調整の内容の検討を行い、その調整が合理的に行われているかどうか検証を行う。
	責任準備金計算ファイルの期間帰属の検証	責任準備金計算ファイルの作成日前後の取引（保険料収入、支払備金計上等）を抽出し、当該取引が責任準備金計算ファイルに適正に反映されているかどうかを確かめる。
	責任準備金計算の適正性の検討	事前に抽出された保険契約を含む保険群団別データを入手し、以下の検討を行うことで、責任準備金が算出方法書に従って適正に計算され集計されていることを確かめる。 1. 抽出された保険契約が、入手した保険群団別データに含まれていること 2. 保険料及び責任準備金算出方法書どおりの計算が行われていること 3. 当該保険群団データの責任準備金総額の計算突合による妥当性の検証
	保険料積立金明細表への集計過程の検証	事前に抽出された保険契約を含む保険群団別データに関して、責任準備金残高の合計値から保険料積立金明細表への集計過程を検証することで、責任準備金残高の網羅性と集計システムの信頼性を確かめる。
	保険料積立金から控除される金額の妥当性の検証	保険料積立金から控除される金額（未収保険料のうち貯蓄保険料部分の金額）の妥当性について、計算過程やその根拠資料を入手し、前期比較等により確かめる。
	企業保険に係る責任準備金の検証	1. 各種企業保険の責任準備金に関する責任準備金計算資料等を入手し、資料間の整合性や前期比較等により内容の妥当性を検討する。 2. 各種企業保険から契約を抽出し契約書と突合するとともに、責任準備金の計算の資料を入手し、期末残高を検証する。 3. 抽出された団体に係る保険料収入並びに保険金等の支払について、証憑等との突合により入出金等の検証を行う。
	未経過保険料計算の妥当性の検討	未経過保険料計算の妥当性について、計算過程やその根拠資料を入手し、前期比較・保険契約状況との整合性等を検討することにより確かめる。
	前納保険料の妥当性の検討	前納保険料の妥当性を、未経過リストやその根拠資料等を入手し、契約の实在性の検証や前期比較・当期の保険契約状況との整合性等を検討することにより確かめる。
	危険準備金の当期計上額の検討	法定上の繰入下限、積立上限計算書を入手し、当期計上額が範囲内であることを確かめる。
	決算整理仕訳の検討	決算整理伝票により決算処理内容を吟味し、重要な処理については計算突合や証憑突合等を実施する。
	保険計理人による保険料積立金の検証資料の査閲	保険計理人が責任準備金検証作業時使用した保険料積立金部分の検証資料を入手し、査閲する。
	保険計理人の意見書等の確	保険計理人の意見書及び附属報告書を入手して、保険業法に基づき責任準備金が適正に積み立て

項目	タイトル	手続、内容
	認	られているかどうかに関する保険計理人の意見内容を確認する。
	保険計理人による将来収支分析の吟味	保険計理人の意見書及び附属報告書の基礎となった1号収支分析並びに3号収支分析に関し、分析の前提である計算仮定について、「実務基準」への準拠性について吟味する。 なお、1号収支分析並びに3号収支分析について吟味する場合の手続の参考例は〈参考資料〉に示したとおりである。
アクチュアリーの利用	アクチュアリーの利用の検討	監査人が、監査の実施に際して必要と認める場合には、監査基準委員会報告書第14号(中間報告)「専門家の業務の利用」に準拠して、アクチュアリーの利用を検討しなければならない。監査人がアクチュアリーを監査チームの一員として従事させる場合には、監査基準委員会報告書第12号(中間報告)「監査の品質管理」の第26項から第30項に準拠して監査を実施する。
表示の妥当性の検証	表示の妥当性の検討	責任準備金に係る貸借対照表・損益計算書・附属明細書等の表示(注記を含む。)が、法令に準拠していることを確認する。
事業継続に関する事項	継続企業の前提に関する検討	保険計理人の将来収支分析の結果や、監査人が実施した将来収支分析の吟味の結果等により、継続企業の前提に関して検討を要する場合、監査基準委員会報告書第22号(中間報告)「継続企業の前提に関する監査人の検討」に準拠して事業継続に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が生じていないかを検討する。